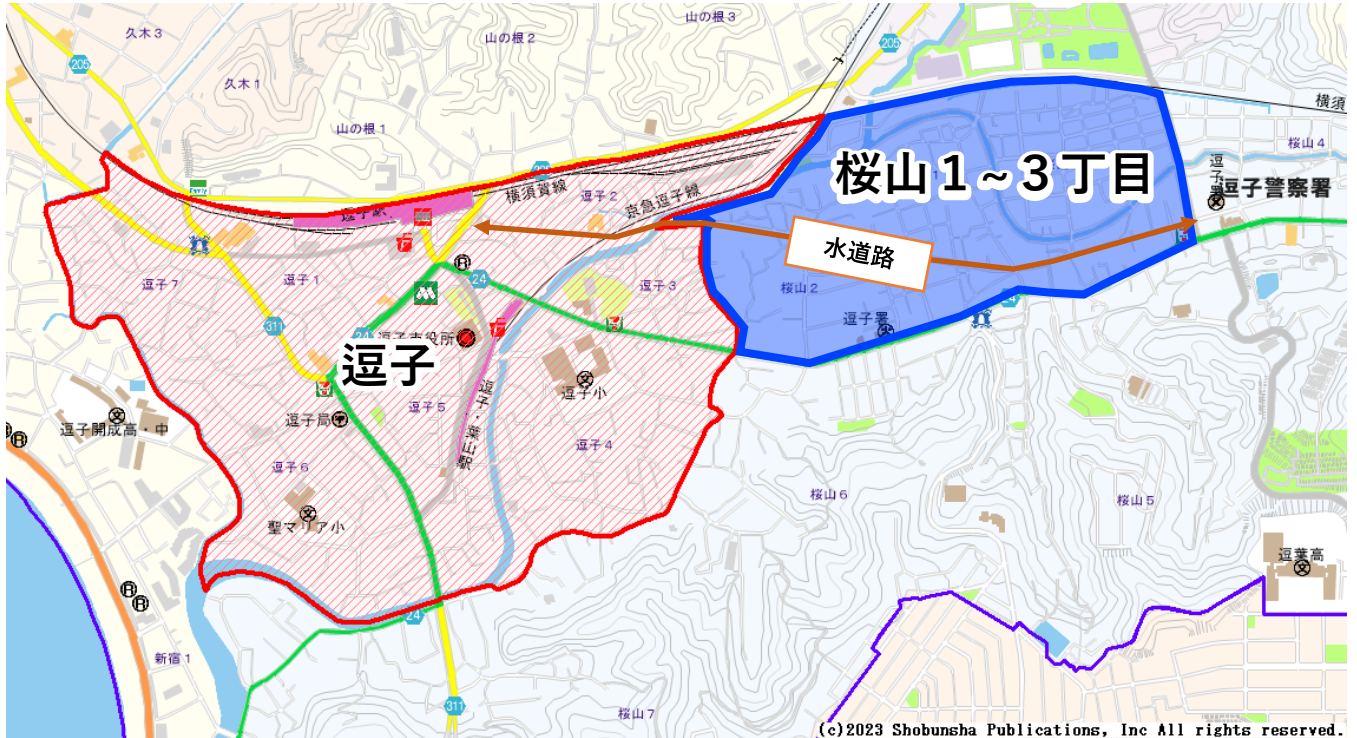


令和6年自転車指導啓発重点地区

【逗子警察署】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

逗子・桜山1～3丁目地区

【選定理由】

- ・ 駅、駐輪場、商業施設が多数あり、通勤・通学、買物等での**自転車利用者が多く、歩道通行や逆走する自転車も多い。**
- ・ **一時停止無視などによる自転車関連事故が多発傾向**（令和5年中、人身事故10件）
- ・ **自転車利用者のルール違反やマナーについての要望がある。**
- ・ 水道路は、交差点が多く、出会い頭による事故やトラブルが多い。

重点地区で

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道での歩行者妨害等
- 携帯電話等を使用しながらの運転
- 警報後の踏切立入り
- 一時停止場所での不停止



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 歩道は、歩行者優先！
自転車が通行できる歩道でも、**車道寄りをすぐに止まれるスピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。
- 2 ながら運転は危険！
片手運転になったり、**周りの危険を発見することができず**、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。